法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社岡島電設工業	6150001019481	奈良県磯城郡田原本町宮古６９５－１	R8.11.12 ～ R9.1.22　6週間+1か月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 （建設業法違反行為）	当該事業者は、京都府木津川市内の建築工事（一般工事）において、元請負人が建築工事業に関する特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、下請負人として、当該元請負人との間で建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上で建設工事の請負契約を締結した。 このことが、建設業法第２８条第１項第７号に該当するとして、令和8年5月1日付けで奈良県知事から監督処分（営業停止７日間）を受けた。
株式会社カナデビアエンジニアリング	6120001027941	大阪府大阪市大正区鶴町2－15－26	R8.11.4 ～ R8.12.3　1ヶ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 （建設業法違反行為）	当該事業者は 建設業法第１５条第２項で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していた。 これらのことが、建設業法第２８条第１項本文に該当することから、令和8年6月１９日付けで近畿地方整備局から指示処分を受けた。
株式会社中造園	8150001014183	奈良県葛城市西辻352－1	R8.11.4 ～ R8.12.3　1ヶ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 （建設業法違反行為）	当該事業者は、経営業務管理責任者である者及び、営業所専任技術者である者2名が、他社へ出向の上、他社の工事の現場代理人として配置され、当該工事に関する業務に従事していた事実が認められた。また、当該工事期間は当該事業者での職務に専ら従事していたとは認められないことから、建設業法第７条第１号及び第２号に違反すると認められた。 このことが、建設業法第２８条第１項本文に該当するとして、令和8年5月8日付けで奈良県知事から指示処分を受けた。
高知建設株式会社	5120001009726	大阪府大阪市東住吉区杭全５－７－７	R8.10.30 ～ R8.12.29　2ヶ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 （建設業法違反行為）	当該事業者は、令和７年２月１７日付けで行った経営事項審査申請（経営規模等評価申請・総合評定値請求）において、複数の公共発注の元請建設業者より請け負った建設工事について、実際の請負契約額よりも高い金額を記載した。 また、令和７年８月７日付けで行った経営事項審査申請（経営規模等評価申請・総合評定値請求）において、大阪府発注の元請建設業者より請け負った建設工事について、現実には「解体工事」に当たるにもかかわらず、「建築一式工事」の工事経歴書において、工事名から「撤去」を削除したうえで、その請負金額を過大に計上するなど、事実とは異なる虚偽の記載をした。 これらのことが、建設業法第２８条第１項本文に該当することから、令和8年3月２６日付けで大阪府知事から指示処分を受けた。
株式会社佐藤工務店	4240001038078	広島県尾道市高須町３７３３－１	R8.8.4 ～ R8.12.3　4ヶ月	指名停止等措置要領 別表第2第10号 （公契約関係競売等妨害又は談合）	当該事業者の元代表取締役は、広島県尾道市上下水道局が発注した工事2件の入札において、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、広島地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。
株式会社南山開発	8360001001672	沖縄県那覇市小禄１丁目１２番２９号	R8.7.17 ～ R8.11.16　4ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 （建設業法違反行為）	当該事業者は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。 このことが建設業法第２８条第１項第２号に該当するとして、令和8年３月２４日に沖縄県知事より３０日間の営業停止処分を受けた。